

## ■健康安全について

### 1 保健室の利用について

- (1) 授業中や部活動中にケガや具合が悪くなった場合
  - ・授業を担当している先生に申し出てから保健室に行く。(部活動中は顧問に申し出る。)
  - ・保健室に先生がいない場合は職員室へ行く。(養護教諭は基本的に職員室に在室)
- (2) 急を要さない場合
  - ・休み時間のうちに余裕をもって保健室へ行って診てもらう。
  - ・担任や学年の先生に伝えてから保健室に行く。
  - ・保健室へは1人である。付き添いが必要な場合は1名とする。
- (3) その他
  - ・保健室での休養時間は原則として1校時以内とする。(その後、授業に戻るか、早退するか判断)
  - ・保健室では飲み薬を出さない。(必要な人は自分で持ってきて服用する)
  - ・保健室に用のない生徒は立ち入らない。(保健室内の器具等に触れない。)
  - ・継続して湿布や絆創膏が必要な場合は家から持ってくる。
  - ・衛生上、下着の貸し出しはしない。(新品を渡すので、別の新品を学校に返却してください。)

### 2 出席停止・学校閉鎖等について

- (1) 学校保健安全法において出席停止となる疾病 (医師の診断に基づくこと。診断書は不要。)

第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 結核 風疹(三日ばしか) 水疱瘡(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) など
第3種	コレラ 細菌性下痢 腸管出血性大腸菌感染症(O157 等) 流行性角結膜炎 など

- (2) 学校閉鎖等について

- ・インフルエンザや風邪等が校内で感染拡大している場合、臨時に学校を閉鎖することがある。  
→感染の状況に応じて、学校保健安全法に基づき臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖)となる。
- ・その際には、学校と学校医とで罹患や欠席状況を把握・分析して閉鎖を決定する。

### 3 「学校生活管理指導表(アレルギー用)」の活用について

アレルギー疾患について、学校生活での配慮や管理を希望する場合は、「学校生活管理指導表(アレルギー用)」を主治医に記入してもらい、学校へ提出してください。給食の除去食申請の際の添付書類としても活用します。用紙は学校にありますので、担任を通じて受診前に申し出てください。

## ■早退やケガ・病気などの緊急連絡について

### 1 登校後に体調が悪くなった場合

- (1) 自力での帰宅が可能な場合
  - ・保護者に連絡をとってから自力で帰宅する。
- (2) 自力での帰宅が困難な場合
  - ・保護者に迎えをお願いしています。

### 2 学校での活動中にケガをした場合

- (1) 病院の受診について相談
  - ・受診が必要な場合は保護者に連絡します。できるだけ保護者付き添いで受診してください。
  - ・支払いは保護者でお願いします。
- (2) 緊急連絡・保健カードの活用 (早退時も活用)
  - ・4月当初に緊急連絡先の提出をお願いしています。(変動があった時も連絡をお願いします。)
  - ・学校からの受診の場合、速やかに医療機関に保険証を持参してください。
- (3) 学校や部活動中のケガで帰宅後に受診した場合
  - ・福祉医療券を使用せず支払をして、必ず担任か部活動の顧問に連絡をお願いします。